

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成30年 4月25日
発信課 担当者	市民生活課 大塚
連絡先	電 話 25-5150
	F A X 22-2309
	E-mail shiminseikatsu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	<input checked="" type="checkbox"/> イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他
日 程	平成30年5月2日
発表項目 (行事名)	憲法記念行事「市民無料法律相談会」
概 要	<p>日時：平成30年5月2日（水） 午前10時～午後4時</p> <p>場所：市民相談センター （旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階）</p> <p>内容：5月3日の憲法記念日及び5月1日～7日の憲法週間を記念し、旭川弁護士会の弁護士が無料で法律相談を行う。 事前予約が必要で、相談時間は20分以内。</p> <p>予約先：市民相談センター 電話番号 26-1998</p> <p>その他：旭川弁護士会及び旭川市の共催</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 憲法記念行事「市民無料法律相談会」の概要
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

憲法記念行事「市民無料法律相談会」の概要

1 市民無料法律相談

弁護士が、日常生活上生じる悩みごとに対して、解決のためのアドバイスをしています。

- (1) 相談は1事件につき1回です。
- (2) 相談時間は1回20分以内です。

2 市民無料法律相談を受けるには、事前に受付時間の予約が必要です。

- (1) 市民無料法律相談は予約制です。
- (2) 予約は電話又は窓口で行ってください。
- (3) 受付時間の指定はできません。
- (4) 予約の際、住所、氏名、連絡先、相談内容を確認しています。
- (5) 予約をキャンセルする場合は、必ず連絡してください。

3 相談当日は、予約した時間までに受付してください。

- (1) 受付後、相談を受けるまで待ち時間があります。
- (2) 予約の時間はあくまで目安ですので、前の相談者の相談時間によって、待ち時間が長くなったり短くなったりします。

4 その他注意事項

- (1) 面接相談のみで、電話相談は受けておりません。
- (2) 相談者本人の事件についての相談とし、原則として代理人による相談は受けておりません。
- (3) 市民無料法律相談では、問題解決のための助言のみを行います。事件の解決はしません。
- (4) 相談弁護士に仕事の依頼をすることはできません。
※当初から事件の解決を目的としている方は、市民無料法律相談ではなく、個々の弁護士に直接依頼してください。
- (5) 未成年者による相談は受けておりません。

予約及び問合せ

電話番号 0166-26-1998

受付時間 平日（祝日を除く月～金曜日）の午前8時45分～午後5時15分